

## 令和6年度 第1回能勢町人権擁護審議会 議事録

1. 日 時: 令和6年8月29日(木) 午後5時00分～6時20分
2. 場 所: 能勢町役場第2会議室
3. 出席者: 能勢町人権擁護審議会委員(4名)、事務局(2名)
4. 案 件: (1) 能勢町男女共同参画プランについて
  - ・ 現行プランのフォローアップ
  - ・ 次期能勢町男女共同参画プランについて(2) 能勢町人権施策推進計画
  - ・ 現行プランのフォローアップ
  - ・ 次期能勢町人権施策推進計画について

### 1. 開会・あいさつ

#### (事務局)

本審議会とは約1年ぶりの開会であり、新しい委員もお迎えしていることから、改めて自己紹介をお願いします。

⇒ 各自 自己紹介

さて、本審議会の議長につきましては、能勢町人権擁護審議会規則第5条第1項に座長が務めることと規定されておりますが、本日、座長が病欠のため副座長に議事進行をお願いいたします。

#### (副座長)

それでは、能勢町男女共同参画プランについて事務局から説明をお願いします。

#### (事務局)

⇒ 配布資料に基づき現行プランのフォローアップについて説明  
自治会活動への女性の参加状況はいかがですか。

#### (委員)

私の区では女性の参加はほぼない。区の中で様々な当番があり、予め各人に役が割り当てられるが、最初からその順番に女性が入っていない。民生児童委員は女性が増えていくような傾向を感じますが、女性で区長を務めた方は聞いたことがありません。

**(事務局)**

男性が勤めなければいけないというイメージがありますか。

**(委員)**

村の作業は男性が多く、男性が体調を崩されたら代わりに女性が出てくる。地域で作業する際に動員を依頼すると女性の方が多い場合もあるが、役員には入ってこない。例えば、町内の檀家で集まると女性の方が多いのに、寺の役員となると女性は少ない。PTAの会長が女性のこともあったが、会長は男性で副会長は女性がよく見受けられる組み合わせです。決まりはないが、前例踏襲で決まってしまう。

**(委員)**

婦人会の解散がきっかけになって、女性が出る場が少なくなったように思います。

**(委員)**

能勢町が障がい者に対して計画を策定する際、団体の“長”でないと参画できないと言われオブザーバーとして参画したが、現場に要約筆記や手話通訳がいなかった。もう少し配慮すべきと考えます。

**(委員)**

私は障がい者計画に携わっていましたが、担当課はフォローアップも審議会もしっかりやっていた。予算も確保され、町主導ではあるがそれなりにやってもらったという満足感があります。福祉部門の職員が増えているということは、事業をしっかりやっている・業務量が増えているという裏付けではないでしょうか。

**(事務局)**

学校での男女平等に関する取り組みはいかがですか。

**(委員)**

昔、出席簿は男女別、体育の授業も男女別、男子は技術、女子は家庭科であったが、今は男女一緒。子どもたちも男女が同じように取り組むのが当たり前と感じ対応しています。また、男女の教師の労働条件も一緒にしています。かつては男性で育児休暇を取得する先生はいなかったが、10年以上前に取得した実績があります。当時、世間的に男

女平等が定着している発想が私にはなかったので、男性教員から「育児休暇を取る」と言われて戸惑いを感じたこともありました（当てにしていた仕事があったから）。育児休暇取得で業務が止まらないように職場の体制も整える必要があります。

また、職員組合が積極的にかかわり、男女平等を進めていこうという意識が高まったようにも思われます。行政がお手本となれば良いと思います。

**（事務局）**

各主要課題に対し実施度・達成度の差はありますが、取り組みは概ね実施されているように思われます。各委員から頂いた意見を追記し、お手元のフォローアップ状況をホームページに掲出したいと考えますが如何でしょうか。

**（全委員）**

異議なし。

**（事務局）**

次期男女共同参画プランについて説明いたします。

現プランが令和7年度末（令和8年3月31日）までのため、令和7年度中に次期プランを策定する必要があります。骨子を作成いたしましたので、骨子をご覧ください。

⇒ 配布資料に基づき次期男女共同参画プラン骨子について説明

プラン策定にあたり、本骨子を基に大阪公立大学の名誉教授（女性）からご意見をいただくことになっております。12月の打合せを予定していますので、ご意見などあれば10月末を目途に連絡をお願いします。名誉教授の意見を踏まえた骨子を来年2月の審議会で提示し、5月以降に策定を開始します。

なお、意識調査の為、5月以降に住民アンケート（1,000～1,500人程度）を実施し、その結果を計画に反映させるため、骨子に記載の内容から変更が出る場合もございます。

**（副座長）**

何か意見はありませんか。

**（委員）**

能勢町からアンケートについて依頼されることが多いが、回答した結果が計画などに

反映されているのか、いないのかさえも分からない。送りっ放しは如何なものか。

**(事務局)**

皆様からいただいたアンケートをもとにプラン（案）を作成し、パブリックコメントを募集します。可能な限り皆様のご意見を考慮できるよう努めます。

**(委員)**

アンケートに回答いただいた方へ、プランが完成した旨を通知してもよいと思います。

**(委員)**

大阪公立大学の名誉教授から更にアドバイスを求められないのですか。

**(事務局)**

令和7年度は本審議会に委員（座長）として、参画いただくよう調整中です。

**(副座長)**

何か意見はありませんか。

**(全委員)**

異議なし。

**(副座長)**

続いて、能勢町人権施策推進計画について、事務局から説明をお願いします。

**(事務局)**

⇒ 配布資料に基づき現行計画のフォローアップについて説明

地域社会の人権啓発として、講演会などに参加いただけるよう呼びかけ等していただいているのでしょうか。

**(委員)**

呼びかけはしているが、なかなか集まらない。

**(委員)**

全体的に人権関係のイベントは集まりが悪い。同じ人ばかりが参加している。人権協会では映画会の開催が多いような気がするが、内容を変えてみるなど工夫が必要では。

**(事務局)**

「講演会」と聞くと難しいと感じる方が多いようです。よって、人権協会が映画会の開催を多くしている理由だと思います。ちなみに、今年の「人権と平和のつどい」は体験型の企画としてボッチャを開催するなど、今までとは違う試みに取り組んでいます。

**(事務局)**

人権課題に即した研修会への参加ですが、町職員は人権夏期講座や人権大学に参加していますが、能勢町人権教育研究会はどのような状況ですか。

**(委員)**

他市は全ての教員が研究会に入っているわけではありませんが、能勢町は全教員が入ることが当たり前になっていました。今の学校になってからもその姿勢は変わらず当然残すべき、全員参画すべきとなっています。

**(事務局)**

不登校の児童・生徒は増えていますか。

**(委員)**

過去と比べて増えていると思いますが、特別に多いとは思わない。支援の考え方が変わってきています。かつては他の子と同じように学校へ行くことが正とされていましたが、現代は当人が幸せに生きていくためにどう支援するかという考え方になっています。

**(事務局)**

学校でも外国人の児童生徒は増えていますか。

**(委員)**

増えている印象はあります。

**(委員)**

事業所にもアジア系の外国人労働者が働いていらっしゃる。

**(事務局)**

現在、本町で起こっている深刻な事例を紹介します。動画サイト YouTube で「隣保館を巡る旅」と題して同和地区を撮影した動画が流れています。直ちに大阪府から国を通じて動画の削除要請を依頼しましたが一向に削除されることはなく、現在はタイトルを変えただけで同じ動画が残っています。

**(委員)**

その件について、ある方から相談を受けていたが、先に能勢町がしっかりと対応されていることを伝えておきました。

**(事務局)**

男女共同参画プランと同様に実施度・達成度の差はありますが、取り組みは概ね実施されているように思われます。各委員から頂いた意見を追記し、お手元のフォローアップ状況をホームページに掲出したいと考えますが如何でしょうか。

**(全委員)**

異議なし。

**(事務局)**

続いて、次期人権施策推進計画についてご相談がございます。

次期人権施策推進計画は、男女共同参画プランと同様に本年度に事前準備し、次年度に策定するタイミングです。両計画策定に際し、先日、大阪府人権協会へ策定の手順や内容について相談に伺い、大阪府人権協会から次のとおりアドバイスを頂戴しております。

**大阪府人権協会の見解**

2024 年に「情報流通プラットフォーム対処法」が公布され、2025 年に施行されますが、2025 年以降であれば法施行後の動静を把握することができ、SNS 上の誹謗中傷に起因する事案の最新情報などを同計画に反映することができます。現在、能勢町では

YouTube による同和地区の動画が流布され、関係する方が今まさに被害を受けていらっしゃるということです。

更に、「部落差別の解消の推進に関する法律」が 2016 年に制定されていますが、一般的に 10 年後に見直しされる可能性が高く、2026 年に国または大阪府において何らかのアクションがあることも予想されます。

両法案は能勢町が抱える人権問題に大きく関わる事項であることから、これらを踏まえた計画を策定するべきと考えます。従いまして、現行計画の期間を 1 年延長し 2027 年 3 月末（令和 8 年度末）までとし、次期計画を 2026 年度（令和 8 年度）中に策定してはいかがでしょうか。

**（事務局）**

なお、計画期間を延長することに法的な決まりや罰則はありません。

**（委員）**

同一年度（令和 7 年度）中に、男女共同参画プランと人権施策推進計画の 2 本を策定するとなると審議も含め策定作業自体が煩雑になりかねない。

**（副座長）**

男女共同参画プラン・人権施策推進計画ともに成果が直ちに表れるものではなく、地道に施策を継続することが大切です。その拠り所となるものなので、しっかりとした計画をつくるべきと考えます。大阪府人権協会からのご意見も踏まえて、人権施策推進計画の策定は 1 年延長することでいかがでしょうか。

**（全委員）**

異議なし。

**（副座長）**

本日の協議案件は全て終了しました。ご意見、ご質問が無ければこれで終了とします。

(全員)

意見無し。

(副座長)

委員の皆さま、長時間ありがとうございました。次回は来年 2 月の開催予定です。

以上